第5期第8回練馬区地域福祉計画推進委員会

- 1 日 時 令和6年11月7日(木)午後6時~午後7時30分
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎アトリウム地下 多目的会議室
- 3 出席者 【委員】

今井委員、浦嶋委員、大竹委員、岡本委員、木内委員、佐久間委員、佐藤委員、庄司委員(山本委員代理)、田中委員、千葉委員、月橋委員、中島委員、奈須委員、的野委員、森委員、二葉委員、山崎委員、渡邉委員(以上 18 名) 【区出席者】

福祉部長、福祉部管理課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、地域振興課長、協働推進課長、建築課長、地域福祉係長、ひと・まちづくり推進係長、福祉のまちづくり係長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 2名
- 6 議 題
 - (1) 練馬区地域福祉計画(素案)について
 - (2) 今後のスケジュールについて

○委員長 それでは、ちょうど定刻となりました。では、第5期8回目の地域福祉計画推進委員会を開催いたします。今日は本当に急に肌寒くなって、秋が少し来たと思ったら今度いきなり冬になっていくということで、本当に急に季節が早くどんどん進んでいくという時期になってまいりました。この委員会も今年度は予定としては、今回とあともう1回ということになりました。今日は素案が区の方から提示されております。素案ですので、この後に「素案」の「素」が取れて今度「案」になるという形で、この「素案」の段階でパブリックコメントを皆さんの御意見等々を頂戴して、またブラッシュアップして、案にして、そしてその案から最後に計画としてきちんと策定したという形になっています。そういった意味では、今日は大きな意味で1つの区切りになり、素案に対して皆さんの御意見御感想等々をたくさん頂戴できればと思っております。

では、私からはこのくらいにさせていただきまして、事務局から委員の出席状況、またこの会議の情報公開と傍聴の方について報告をお願いします。

○事務局 それでは出席状況等を御報告いたします。現在 18 名の委員に御出席いただいております。

また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方、2名いらっしゃいます。 また、会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまと まり次第、委員の皆様にお送りいたしますので、確認をお願いいたします。

- **〇委員長** ありがとうございました。では続きまして、配付資料の確認について説明のほうをお願いいたします。
- **〇事務局** (資料確認)
- **〇委員長** ありがとうございました。それでは、さっそくですが議題に入りたいと思いま

す。はじめに、次第2の「練馬区地域福祉計画(素案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは資料2を御覧ください。これまで推進委員会で、計画に盛り込むべき施策の方向性に対して御意見をいただきました。皆様からいただいた御意見を踏まえ、素案の(案)としてまとめましたので、主な変更点を中心に概要を説明させていただきます。この素案につきましては、案の段階ですので今後修正が加わる場合がございますので御了承願います。

まず、表紙に副題を載せております。「みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまち」。 これは、区民や地域団体、関係機関、区、皆で協力してまちをつくっていくというところ を表すために、「みんなでつくる」という部分を前に持ってきております。

次ページに区長のあいさつを入れさせていただく予定です。

次に目次を御覧ください。第1章は「計画の基本的な考え方」として、計画策定の目的や位置づけ、理念、方針になります。第2章は「計画策定の背景」、国の動向や区の現況などを載せております。第3章は各施策の内容です。これまでの親会で御説明してきた内容と大きく変更しました点としまして、再犯防止に関する取り組みを施策3にまとめ、再犯防止推進計画を包含していることをわかりやすく見える形としました。第4章は「練馬区の重層的支援体制の整備について」。第5章が推進体制。最後に資料編という構成にしております。

1ページを御覧ください。第1章「計画の基本的な考え方」です。1ページに、「地域福祉とは」を載せております。我が国の福祉サービスは、生活困窮者対策などの分野ごとに整備され、充実により発展してきましたが、人々のニーズが多様化、複雑化し、分野をまたいだ課題や制度の谷間の問題などさまざまな課題が生じています。こうした課題を、地域で我が事としてとらえ、多様な人や暮らしに共感しつつ、協働して解決に取り組むことが「地域福祉」です。区民・行政・社会福祉協議会・関係機関がそれぞれの役割で、強みを活かし、誰もが安心して心豊かに暮らせる社会の実現を目指します。

2ページが、「計画策定の目的」です。区では、平成18年3月に「地域福祉計画」を策定し、その後「福祉のまちづくり計画」と統合し、成年後見制度利用促進計画を加え、地域福祉の推進のための施策を進めてきました。近年、少子高齢化の進行などの地域社会の変化や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、社会的孤立などの課題が顕在化しています。令和6年度から区の新たな総合計画である「第3次ビジョン」がスタートし、地域生活の課題に対応する取組を進めています。今回策定する地域福祉計画は、新たな課題に対応するため、新たに2つの計画を包含し、地域福祉を推進していきます。

3ページ「計画の位置づけ」です。「第3次みどりの風吹くまちビジョン」を上位計画とし、子ども、高齢者、障害者などの各福祉分野に共通する考え方を示す計画として位置づけます。

4ページが「基本理念と基本方針」になります。基本理念は、区が実現すべき将来像として「誰もが安心して心豊かに暮らせるまち」、基本方針は、基本理念のもと区が進めるべき施策の方針、以前御説明しましたとおり「共感」「協働」「安心」の3つです。それぞれに説明をつけております。「共感」は「人や暮らしの多様性への『気づき』を広げ、多様な

意見を取組に反映させます。」、「協働」は「区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。」、「安心」は「区民一人ひとりが尊厳を持ち、穏やかに暮らせるよう、必要な支援を行います。」としました。

5ページが「計画期間」。地域福祉計画は4年間。ほか区で策定している関連計画も参考に掲載しております。

次ページから、第2章「計画策定の背景」では、6ページ7ページに引用しています国の資料ですけれども、とても小さくて文字が読めない状態になってしまっていますので、もう少し大きくカラーの資料をこちらに載せていきたいと思います。また、アスタリスク(*)が付いている用語があります。例えば7ページの「(3) 重層的支援体制整備事業」の2行目、「8050 問題」の文字にアスタリスクが付いているかと思います。この用語については、資料の後ろのほうの98ページ以降に「用語解説」を載せております。「8050 問題」であれば、101ページの「は行」に説明を載せています。

6ページに戻っていただきまして、6ページから12ページにかけては、国の動向になります。地域福祉に関する国の動きや制度の内容などを載せております。区の取組も、これらの動向を踏まえながら進めていきます。

ページ進みまして13ページから「区の現況」としまして、人口や世帯の状況、要介護認定者などの区の基礎データの推移をお示ししております。

続きまして、18ページを御覧ください。「3 新たな地域福祉の推進」。1つ目が「重層的支援体制整備事業」。こちらは第4章のほうにまとめておりますので、そちらで御説明しております。2つ目が「地域福祉と再犯防止推進の関わり」として、地域社会全体で犯罪の未然防止や犯罪をした者の立ち直りを支援し、再犯防止の取組を推進していきます。また、支援が必要な対象者の中には複雑化した課題を抱えていたり、非行に及ぶ要因としてさまざまな環境が影響している場合があるため、包括的・継続的に支援していきます。こうした地域全体で支え合い、安心して暮らせる社会を目指しており、地域福祉計画と目指しているものが共通しているため、地域福祉計画に再犯防止推進計画を包含していきます。3つ目が「孤独・孤立」。孤独・孤立は誰にでも起こるものであり、社会全体での対応や予防が重要。居場所づくりやアウトリーチなど、各分野の施策に取り組んでいくことが孤独・孤立対策につながると考えます。令和7年度以降、親会の中で構築を求められている、官民連携プラットフォーム等について、御意見をいただいていく予定でおります。

19 ページからは、令和5年度に実施した調査の結果を載せております。「概要」と「調査結果まとめ」。20 ページからは調査結果を抜粋して載せております。それぞれの施策の取組につながる調査の結果を取り上げております。この調査結果から挙がってきた課題と、その課題に対応する取組が、26ページからの「第3章 施策の内容」となります。

26ページから28ページは、施策の体系の全体像になります。26ページの中ほどにあります「表の見方」にありますように、事業名の隣に【新規】とあるものは「新たな取組を含む事業」、【重層事業】は「重層的支援体制整備事業実施計画に位置付けた取組を含む事業」、【再犯防止】は「再犯防止推進計画に位置付けた取組を含む事業」となります。大きく変更しました点として、先ほど御説明しましたとおり、27ページの施策3については、「再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する」とし、再犯防止に関する取組をまとめ

て記載しております。施策3の取組項目1の「(1)更生保護ボランティアの活動支援、連携の推進」と、取組項目3の「(2)地域と連携した防犯活動の推進」。こちらの事業につきましては、再犯防止に関する取組ですので、これまで施策1にあったものを施策3に移動させております。取組項目2「一人ひとりの状況に応じて支援する」。こちらの各事業については、施策2でオレンジ色の部分の取組項目1にある事業の再掲となります。これらの事業は、再犯防止のためだけの事業ではなく、広く区民に関係する事業ですので、施策2のままとし、施策3のほうは再掲としております。28ページは、施策4が福祉のまちづくりに関する施策、施策5が権利擁護に関する施策になります。

それでは、29ページからは施策1になります。前回お示ししましたものをベースとしま して、各事業に目標値を設定しております。

30 ページを御覧ください。30 ページの下のほうに目標を入れておりますが、各事業の 「主な取組」を設けまして、その取組の「現況」と「10年度の目標」を設定しております。 目標を数値化できる事業は数値を入れておりますが、数値で表すことが難しい事業は「充 実」「拡大」といった表現にしております。「充実」とは主に事業の内容を充実させていく もの、「拡大」とは利用者数などの数値の増加を主に目標とするもの、「実施」は引き続き 事業に取り組んでいくもの、概ねこのような使い方をしております。30ページからの「取 組項目1 地域の福祉力を支える担い手を応援する」については、目標値を設定したほか は大きな変更点はございません。「事業番号1」は「町会・自治会の活性化」。主な取組と して、「加入の促進」「デジタル活用支援」「コンサルタント派遣」。「コンサルタント派遣」 は来年度からの新しい事業となります。31ページ「事業番号2」は「民生・児童委員の活 動支援、制度の周知」。「パネル展などによる活動の周知」と「地域福祉コーディネーター・ 生活支援コーディネーターとの連携」を目標にしております。「事業番号3」「NPO 法人ボ ランティア等の活動支援」。こちらの主な取組は、32ページを御覧いただきまして、「講座 等の開催」と「ねりま地域活動ニュースの発行」です。33ページ「取組項目2 区民との 協働で地域・社会とのつながりを支援する」。「事業番号4」「居場所の充実」としては、「街 かどケアカフェの増設」や「サロン型カフェへの助成」などを目標としております。新規 事業としては「こども食堂実施団体への補助事業」になります。34 ページ「社会参加のき っかけづくりの推進」。こちらは、地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーター の取組になります。つなぎ先の「あすはステーション」を増設し、事業を充実させていき ます。コラムとして「あすはステーション」と35ページにはコーディネーターのコラムを 載せております。コラムは取組の内容をより理解していただけるように、次期の計画でも 取り入れていきたいと思います。36ページ「取組項目3 区民の地域課題を解決する力を 引き出す」。各事業に目標を設定しております。(1)は「つながるカレッジねりまの修了 生数」、(2)は「練馬つながるフェスタ」と「つながる窓口での相談」について、(3)は 「新たな取組への支援」として「ねりま協働ラボ」と「やさしいまちづくり支援事業」を 目標としております。

次に 38 ページから「施策 2 誰もが安心して生活できる環境を整える」。「4年間の目標」と「現状と課題」はこれまでと変更はございません。「取組項目 1 一人ひとりの特性に応じた支援を推進する」では、40ページに主な相談窓口を載せております。区では、相

談者の属性や世代、相談内容に関わらず、どの窓口でも相談を受け止める体制を取ってお ります。この一覧は、受け止める窓口としてどういう窓口があるのかをお示しするものと して載せております。また、42ページからは、福祉・保健に関するアウトリーチ事業の一 覧を載せております。44 ページから、それぞれの事業に主な取組の目標を設定しておりま す。「(4) 虐待の未然防止」は「児童相談所と子ども家庭支援センターの合同研修」など、 「(5)自殺・薬物依存対策」は「ゲートキーパー養成講座」と「専門医による依存症相談 の実施」、「(6)生活困窮者への支援体制」としては「生活サポートセンターの増設」、「(7) 就労支援」は46ページ「就労サポーターの配置」「ねりま若者サポートステーションの取 組」を設定しております。「(8) 住まい確保支援事業」は新規事業として「住まいサポー ター制度」を実施いたします。住まいに困っている方へ不動産事業者への同行や入居後の 見守りを行う事業となります。47ページ「取組項目2 質の高い福祉サービスを安定的に 提供する」。「事業番号17」「福祉人材の確保・育成・定着の推進事業」として、新規事業と して令和7年度開校の(仮称)光が丘福祉専門学校の卒業生と事業者とのマッチングを支 援します。48~49 ページ、それぞれ各事業に目標を設定しております。50 ページからは 「取組項目3 災害時の要支援者対策を推進する」。51~52 ページに、「避難行動要支援者 名簿」「個別避難計画」のコラムを載せております。ほかは、目標を設定したほか大きな変 更はございません。

続いて 54 ページ「施策3 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する」。こちらは 再犯防止に関する新しい項目になります。「4年間の目標」としては、犯罪防止の取組に加 え、犯罪をした者が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう支援し、犯罪や非行 の繰り返しを防止します。「現状と課題」の1点目、刑法犯の検挙人数は減少傾向にありま すが、再犯者率が上昇しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が課題となってい ます。更生保護ボランティア等と連携し、再犯防止を推進していく必要があります。2つ 目、未だに特殊詐欺などの犯罪が発生している状況があり、各種防犯対策の強化が求めら れています。3点目、出所者の中には、「住むところや仕事がない」「薬物依存がある」な ど「生きづらさ」がハードルとなり、犯罪や非行を繰り返してしまう人が少なくない。支 援を必要としている出所者等に対して関係機関等が連携して、適切な保健医療・福祉サー ビスを提供していくことが必要です。「現状と課題」として3つにまとめております。55ペ ージ「取組項目1 更生保護活動の担い手を支援する」。更生保護活動の取組は、保護司を はじめとする民間協力者により支えられてきましたが、近年では、担い手不足などの課題 に直面しています。引き続き、民間協力者の皆さんが活動しやすい環境づくりを進めると ともに、地域の理解を深め、立ち直ろうとする人を受け入れる社会を目指します。「(1) 更生保護ボランティアの活動支援、連携の推進」。この事業は施策1に位置づけていたもの を施策3に移動してきております。取組の内容は、人材確保や活動場所の支援、関係機関 との連携会議の設置により再犯防止を推進していきます。目標に設定した「再犯防止支援 会議」は令和7年度設置の予定です。コラムで「保護司」、次のページには「更生保護女性 会」の説明を載せています。続いて「取組項目2 一人ひとりの状況に応じて支援する」。 犯罪をした者の中には、高齢者・障害者・住居や就労が確保できない方など、社会復帰に あたり支援が必要な人がいます。こうした人が孤立することなく安定した生活を送れるよ

う、状況に応じた支援を行います。取組項目2の事業は施策2に位置づけている事業の再 掲となります。再犯防止の取組の重要な取組として、まず(1)の「就労支援」、それから 58ページ「住まいの支援」、続いて、保健医療・福祉サービスの利用促進として(3)「包 括的な相談支援」。どこの窓口でも相談を受け止め、その窓口では解決が難しい場合は適切 な機関につなぎます。関係機関の支援の調整も難しい場合は、(4)の「多機関恊働の支援」 につなげます。60ページの「アウトリーチ支援」。個別訪問が必要な方には、担当部署に よる訪問を実施しております。課題がありながら支援に行き届いていない世帯には、地域 福祉コーディネーターによるアウトリーチ事業を実施しております。こうした重層事業の 取組により適切な支援を提供し犯罪の繰り返しを防いでおります。また(6)「薬物依存対 策」としては、保健相談所で相談事業を実施しております。続いて「取組項目3 再犯を 防止する環境を整える」。再犯防止に関する取組が、区民や事業者に認知されるよう広報・ 啓発活動に取り組みます。区民、関係機関が連携して安全対策に取り組んでいく必要があ ります。(1)は「再犯防止に関する取組への理解促進」。「社会を明るくする運動」をはじ め更生保護活動が区民に十分に認知されるよう広報・啓発活動を推進していきます。また、 国の協力雇用主に対する支援や東京都が行っているソーシャルファーム事業を事業者に紹 介し、制度の活用を呼びかけていきます。練馬区社協では、障害者などが犯罪の加害者・ 被害者にならないよう、触法予防について考える「ねりま☆共生フォーラム」を開催し、 さまざまな関係者が連携し、ネットワークの構築を目指しています。62ページは、再犯防 止に関する取組について、3つコラムを載せております。63ページ「(2)地域と連携し た防犯活動の推進」。この事業は施策1に位置づけていたものを施策3に移動しておりま す。目標としては、「地域防犯防火連携組織への支援」と「パトロール団体登録制度」とし ています。目標値については今後設定していきたいと思います。これまで施策3として再 犯防止の取組としまして、取組項目1では活動いただいている方への支援、取組項目2は 出所者の安定した生活を支援する取組、取組項目3は防犯活動の推進、この3つにまとめ、 施策3として地域福祉計画の中に位置づけております。

続いて64ページからは「施策4」、福祉のまちづくり計画の部分、76ページからは「施策5」、成年後見制度利用促進基本計画の部分になります。こちらも前回親会の報告した事業内容に目標値を設定しております。施策4、5についてはそれぞれの部会のほうで確認を行います。

ページ進みまして、83 ページ「第4章 練馬区の重層的支援体制の整備について」。こちらも前回の同じ内容を説明した内容から変更はございません。

続いて89ページ「第5章 計画の推進に向けて」。次期計画期間においても、推進委員会として現行と同様に親会と2つの部会を設けて、区民、関係団体の方に計画の取組状況の点検や評価を行っていただきます。

最後、「資料編」としまして、92 ページに親会の委員の皆様の名簿を載せさせていただいております。そして、98 ページからが「用語解説」のページとなっております。

長くなりましたが、地域福祉計画(素案)の(案)についてご説明させていただきました。

〇委員長 ありがとうございました。素案とは言っても、ほぼほぼすべて今まで議論して

きたことや、区の方から提案いただいているようなところ、そして皆様から頂戴している 意見、そういったものを反映させて、今日素案という形で皆さんのもとに提案されている というような状況です。前回もご意見をいただいた時には、章で区切っていたのですけれ ども、今回は区切らずに、素案の部分でありますが、皆様のお気づきになられた、またこ こについてはやはりもう1度再考いただきたいというものも含めて、広くコメントをいた だきたいと思います。それではいかがでしょうか。

○委員 46ページのところで、「住まいサポーター制度」が新しくできたということですけれど、先ほど「住まいサポーター制度」とは、住まいに困っている人に対して不動産事業者への同行や入居後の見守り支援を行う事業であるという説明があったのですけれども、ここでの一文を読むと、「住まいサポーター制度を設け、不動産事業者への同行や入居後の見守りを行う対象の拡充について検討します。」となっています。まず、その住まいサポーター制度がどういうものであるかというところと、この文章に少しわかりにくさも感じたのですけれども。「対象の拡充」というところは利用者を増やすと言いたいのか、制度を適用できる人の幅を変えていこうというのかというところを踏まえ、書き方がどういうふうな意図なのかと伺いたいです。

〇生活福祉課長 まず、「住まいサポーター制度」につきましては、46ページの段落でいうと(8)の3段落目なのですけれど、導入の背景としては、生活にお困りの方の相談窓口の生活サポートセンターで、ここ5年ぐらいで住まいに関する相談が件数的には1.4倍ぐらい増加してきています。もちろん、自力で住まいを見つけることができる方もいらっしゃいますが、ここに書いてあるとおり、いろいろ同行したり、あとは当然家が決まった後も地域生活が定着していくための見守り支援が必要な方、という方々が多くなってきているという背景がありますので、不動産業界と要配慮者をつなげる、もし専門的な方のお力をお借りして一人でも多くの方を住まいにマッチングさせていこうということで、新たに導入させていただきたい制度として、この「住まいサポーター制度」というのを記載させていただいています。

今お話にあった「対象の拡充」は、導入するのに拡充とは何なのかというところで申し上げますと、ここは少し文章の書き方がよろしくありません。もともと背景でいうと、生活保護受給者に対してはこういう取組をすでにやっていまして、その取組を今回生活にお困りの方についても拡充していこうではないかと、それは我々の内部的な話なのですが、それの拡充というのがここでそのまま文章で出てきてしまっているので、そうするとこれだけを読むと、新規導入なのに拡充とは何のことだと思いますので、ここは整理をさせていただき、「住まいサポーター制度」は新たな制度でありまして、生活困窮者の住まい確保支援の充実のために新たに導入する制度であるということでご理解いただければと思います。記載内容についてはまた改めたいと思います。

○委員 ソーシャルファームの記載の文言のことについて、61ページの一番下のところで ソーシャルファームが文章の中にあり、これについて次の62ページでコラムの中で説明が あるのですけれども、ソーシャルファームについての説明は少し難しく、「ソーシャルファ ームとは、自律的な経済活動を行いながら、就労に困難を抱える方が、必要なサポートを 受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のことです。」とあります。これ、実際にソ ーシャルファームの支援センターのところでこういう文言で書かれている文章で、ここで そのまま書かれていると思うのですけれど、例えば「経済活動」は個人に関わることなの で、「就労に困難を抱える方」というところに余計にかかっている感じがして、読み直した りして、そういう意味なのだとわかりますけれど、やはりするっと入ってくる言葉ではな いのかと思いました。一応、提案というか、ソーシャルファーム支援センターのほうで書き換えた文言があるのですけれども、「自律的な経済活動を行いながら」というところが書き換わっていまして、説明がついて「一般的な企業と同様に自律的な経営を行いながら、 就労に困難を抱える方が、必要なサポートを受け、他の従業員と共に働いている社会的企業のこと」と説明がありますので、よろしかったら参考にしていただけるといいと思います。

その他、コラムのところでいろいろと文言について解説していただいていたり、一番後ろのところで細かい用語解説が入っているのですけれども、現行の地域福祉計画では「ネリーズ」についてコラムが入っていたり、そういうところをもう少し増えていくといいのかと、用語解説でもいいので、レイアウトの問題もあると思うので、練馬区の事業の名前だったり、練馬区内での役割の名前が、特殊な名称になりがちなので、ここの解説が増えていくといいのかなと思いました。

○福祉部管理課長 御意見ありがとうございます。ソーシャルファームのところ、私も読んでいて、東京都の制度、表の説明、本文のほうの内容ですとか、コラムの内容の整理がもう少し必要だと思っておりますので、今いただいた御意見を踏まえまして内容については改めさせていただきたいと思っております。

練馬区独自の名称の制度などについての説明を、もう少しコラムや文末の用語解説のほうに記述させたほうがいいのではないかという御意見と受け止めましたので、それについてもそのようにさせていただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。先ほどの、住まいサポーターの件は、入居後の見守り 支援をするということ自体が、貸主に対しての安心感にもつながる。貸主が今までなかな か貸してくれないようなところの不安要素をできるだけ軽減する。そういったところの文 言なども少し入るとわかりやすいかと思いました。ほか、いかがでしょうか。

○委員 13ページの「区の現況」のところで、「外国人人口の状況」というところで、今後の人口推計も示されていますが、かなり先の話なのですが令和36年に6万人を超えるというような推計になっていますが、これは何か特別な要因等があってこの推計が出されているのか少し気になったので、もしおわかりになればまず教えていただければと思います。

○地域振興課長 まず、おそらくこちらのほうの出典として書いてあるのですけれど、今回練馬区のほうで「第3次みどりの風吹くまちビジョン」というのを今年の3月にお示しをしてございます。その際に、区の人口の推計とあとは外国人人口の推計というものを出させていただいておりまして、そちらを実は今回の地域福祉計画の中での参考にさせていただいて、こちらのほうに記述させていただいてございます。実際に、今外国人の方というのはやはり増えてございまして、日本人の人口というのがなかなか増えない中、やはり外国人の方が区内のほうにもかなり増えているというような実態がございますので、この数字の細かい算出についてはそちらの計画を参照にしたものでございますので、これはこ

の形を掲載させていただいてございます。

○委員 ありがとうございます。今後そういった意味で、外国人の方が非常に増えてくるというところになると、この全体の計画の中の、外国人の方への情報提供というところ、丁寧に取り組まれているのですが、あるいは外国人と日本人との相互理解とか、コミュニティの交流とか、そういういわゆる多文化共生の観点というものが、今後の、今すぐどうこうではないと思うのですが、今後はこういった計画に反映されていくといいのかなと感じた次第です。

○地域振興課長 ありがとうございます。現状でいうと、多文化共生についてやはり区としても課題かと考えてございまして、現在は外国人の方に日本の文化を理解していただくために、例えば文化交流カフェを開いたり、日本の区内の各所を回ったりしてというような形で、あとは日本の方との交流を深めるためのそういったコミュニケーションの場というものを設定したりとかしてございます。今後こういった計画の掲載自体を検討してまいりたいと思います。

○委員 毎回、同じようなことを言いますし、今回も同じことを言いますけれど、1つ気になっていることは、再犯の問題と福祉の問題を同時進行してやっていくというのがあるのは、それはそれとしていいのですけれども、74万人の区民がどうやってそれを理解しているのか、あるいは想いを持つようにできているのかという、そういうつくりがどこにあるのかと思ったのです。つまり、いろいろな方法で、いろいろな係の人、担当の人、いろいろな方向、角度、いろいろなことができていると思ったのですが、74万人の人の心の中は誰もわかってはないわけですから、例えば昔、歴史には障害者はかわいそうだとか、犯罪者はなんとかだ、というようなそういうことで簡単に決められてきている現状があると思うのです。それをこういう形で変えていく、地域福祉をつくっていく、地域をこうしていく、というようになるとは思うのですけど、実際の心の中はどうなっているのか、それをどう変えていけるのか、あるいは一緒やっていくのか、その辺の大きな構え方はどうなっているのか、どういうふうに表現されているのか教えてください。

○福祉部管理課長 御意見ありがとうございます。再犯防止に関する取組でいきますと、54ページのほうからが施策3ということで記載されているのですけれども、記載のほうが足りているかなというのがあるのですが、やはり再犯防止の必要性についての区民への理解促進といったものが必要になってくるかと思っております。取組項目3の中で、61ページになりますけれども、「再犯を防止する環境を整える」の中で、再犯防止に関する取組についての理解促進ということでありますけれども、「社会を明るくする運動」も含め、こうした取組の中でやはりどうして再犯防止の取組が必要なのか、どうしても犯罪をしてしまう背景があって、それに対して支援をすることで再犯を防止していくというようなことについての啓発活動というものをしてまいりたいと考えているところです。

○委員 僕が心配しているのは、区民全体がそれを取り組んでいかなければいけないわけでしょうから、その人たちの想いというか、その人たちをそういう方向に一緒にやっていくという方向に、例えば障害者をどうするかとか、どうするかというのは一緒に生きるためにどんなことを皆さんで考えられていくか、係の人はわかるけれど、いわゆる普通の区民というか、そういう人たちにとってどうなのだろうかと、おそらく素案が出て、それを

勉強するか、一定はわかるかもしれないけれども、本当の意味でやはりわかっていかないと変えられないし、そういう地域をつくろうとしているのであれば、そのくらいの構えがないと難しいのではないかと僕は思ったのです。それで、今そういう意見を言ってしまいましたけれど、もう一度お願いします。

○福祉部管理課長 大変失礼いたしました。再犯防止のところで言いますと、やはり区民に充分に認知されるような広報・啓発活動、こちらの重要性というところかと思っております。今までも実施してきたところではあるのですが、これは再犯防止だけに限らない話なのですけれども、さらに周知していくということ、それからあと、こちらのほうに記載されている中では、練馬区社会福祉協議会の「ねりま☆共生フォーラム」で、練馬区内でさまざまな分野や立場の関係者が連携し、ネットワークを構築することを目指していると書かせていただいておりますけれども、そういった地域のネットワーク、これを拡充していくことによって、より多くの人に届いていくような環境の整備、こういったものが全般的に求められているのかなというように考えておりますので、そちらを実施していきたいというように考えております。

○建築課長 我々のほうで、ハードのまちづくりの話をさせていただいたのですが、今回の計画のほうでは、ハードだけではなくソフトということで心のバリアフリー、情報のバリアフリーというものを特に施策4のところで、「ハード・ソフト両面からのユニバーサルデザインのまちづくりを進める」ということで掲載しています。69ページの取組項目2のところに「相互理解を促進し、誰もが社会参加しやすいまちをつくる」ということで、事業番号31で、誰もが社会参加しやすいまちをつくるために、「性別・障害の有無・国籍・年齢・職業・働き方・価値観など、違いを認め合い理解することが必要です。」というところで、「障害理解促進のための講演会」や「ジェンダー平等などというところの啓発事業の実施」や、「外国人のための日本語学習支援」というところの取組をさらに進めていきたいと思っております。先ほど委員から外国人のお話がございました。それにつきましても、72ページのところで、「誰にでも伝わる・誰もが使える情報を充実させる」というところで、事業番号34「障害者や外国人等への情報保障の推進」というところで、やり取りをさせていただければと思っております。

○副委員長 委員が御心配されている部分なのですけれど、なぜ再犯防止の計画が福祉の計画に入っているのかということで、それはややもすると、障害者の方と犯罪者の方が結びつくような偏見のようなものが生じると困るというようなこともあるのかなと思って聞いていたのですけれど、私としては再犯防止の入口のところで書くところで、最近は障害者の方の軽犯罪などが増えています。そういう意味での再犯というところ。あと高齢者の方も増えています。こういうところでの、なぜ福祉の計画の中で一緒にするのかというところがわかるような記載を、例えば7ページの「再犯防止の推進」の最初のところに、そもそもなぜ法務省が再犯防止というのをここのところでやるのかというと、実際に障害者の方で再犯をしている方が多いのです。というのは、犯罪に巻き込まれている方が多いのです。振り込め詐欺やオレオレ詐欺など、そういう運び屋にさせたり、取りに行かされたり、犯罪に気づかないで犯罪者になってしまっている障害者も多いなど、そういう状況があって再犯防止の対象に実際障害者の方や高齢者の方が多数なってしまっている。それで

福祉の計画に一緒にやるようになってきているのです。それは確かにもっとわかりやすく書いてもいいかもしれない。結構、他市他区の計画は書いているので、なぜ福祉の計画に入れるのかというと、再犯防止の対象が障害者や高齢者の方が多いのだという事情を説明して、それはこういう事情だと、それは御自身が犯罪に巻き込まれている自覚がない中で犯罪者になってしまったり、あるいは丁寧に言うと色々あるのですけれど、あまり書き過ぎるとどうかと思いますが、少し他区の再犯防止の計画の導入部分など、上手な書き方をしているものもあるのかと思いますので、少しそんなところも参考にしていただければと思って発言しました。

○委員長 ありがとうございます。区の方では是非今の先生の御意見を参考にしていただ いて、もう少し、再犯防止推進計画をなぜ地域福祉計画と一緒にするのかというのをもう 少し丁寧に記載をしていただければと思います。また、今の件で委員がおっしゃったこと は大事なことなのですが、区としても大きな課題なのです。どうやってこれを区民の方た ちの心に響いていただくか、その手法というのは先ほどからお話があるように、何かしら の勉強会や学習会やいろいろなイベントを通じてという話にどうしてもなってしまうので すけれども、やはり重層的支援体制整備事業とは何なのかということを少し考えてみると、 地域共生社会、先ほどからお話があるように、皆で支え合っていこうというような社会を つくっていくというところの中の手段として、例えば、どこの機関でも相談していいとい うのが、例えば子どもの相談であっても別に高齢者の地域包括支援センターに相談しても いい。それから今の犯罪の話、再犯防止についても、自分は刑務所を出てきて、保護観察 処分を持っていれば保護司の方が付かれますけれど、実は満期で出てくる方には何も付か ないわけで、そういった方たちに対する支援というのも、練馬区にいらしたら、どこの相 談機関でもまずは受け入れるということになります。そういったようなことをやっていく 中で、区民の方たちも、どこに相談しても受け止めてくれるのだ、といったところから少 しずつ広がっていく。また、支援のプラットフォームという話もありますけれど、御自身 の専門領域だけではない、それぞれの連携だけではなく他の機関の支援も一緒になってや っていくという考え方です。お互い乗り入れるというような感じなのですけれど。そうい ったことも含めたプラットフォームをつくっていく中に、この先にはいわゆる区民の方に も入っていただいて、支援者の一人として参加していく。おそらくそういったような取組 を続けていく手段として、練馬区の中でこの計画にいろいろ載っているものも浸透させて いく、おそらくそういった狙いもあるのだというように思います。そういった意味では、 第4章の中にこの重層的支援体制整備事業というものを明確に位置づけられたということ は非常に大きいのだろうと。あとはどのようにしてこれを区民の方たちと一緒につくって いくかと、そのあたりはおそらく区としては大きな課題になっていくと思います。委員が おっしゃったことは大変重要なことですので、ぜひ内容について整理していただければと 思います。他に御意見御質問がございましたらお願いいたします。

○委員 私ども、練馬区から受託事業を受けている関係上、検査指導等受けておりますので、その点について48ページに指導検査担当課、一番最後の段落に「虐待防止のための措置等、区民の生命身体に直結する取組について、重点的に事業者に周知、指導します。」と書いてあるところがございます。これ44ページにさかのぼって、「虐待未然防止のための体

制整備」、これはもちろん区民の皆様を主体とした表現にはなっているのですけれども、ここのところの主な取組の中に「事業所向け障害者虐待防止研修」とあって、ここの指導検査担当課が行う「虐待防止のための措置等、周知、指導します。」というところと、44ページに書いてある「虐待防止に関する周知啓発を行います。」というところの関係と差異について詳しく、担当課が違うからという意味ではなくて、何か関係を詳しく教えていただけるとありがたいと思います。

○委員長 まずは一般的な虐待防止に関する周知・啓発・防止、こういったことについて、 その後管理課長のほうから指導検査に関することということでお話しいただければいいと 思います。

○高齢者支援課長 44ページのほうの事業につきましては、「事業者向けの障害者虐待防 止研修について」ということで、障害者のほうの虐待についての研修なのですが、我々と しても地域包括支援センターのほうの職員も虐待防止のための研修会を自ら受けて、対応 力を向上させていくということをやっているところですし、これからもそういった形で虐 待相談、もちろん大人だけではなく、先ほどもいろいろな課題を抱えているご家庭に割と 地域包括支援センターが入っていくことがはじめの一歩のようなところがありますので、 そういったところでも幅広く虐待について学ぶ場というのを提供させていただいて常にス キルアップできるようなことは行っています。大変申し訳ないのですけれども、ここで言 う「障害者虐待防止研修」というのは障害者サービス調整担当課が担当させていただいて いるものになっているので、私のほうできちんとお答えできずに大変申し訳ございません。 ○福祉部管理課長 私は指導検査担当課長でもありますので、こちらの 48 ページのとこ ろについてなのですが、指導検査担当課では、障害福祉サービス、それから介護サービス、 それから保育サービス事業者に対する指導検査を行っております。こちらについては、国 のほうから示されてもっている基準がありますので、そちらの基準に基づいて帳票類など が備えられているか、訓練が実施されているか、それに関する適切な委員会のようなもの が行われているか、研修会が行われているか、そういったものを見ていくというようなと ころになります。それで、国が基準上で求めているものに満たない場合は、そちらについ て指摘をしまして、基準を満たすように改善していただくと、このような形で実施してい るというものになります。

○委員 法律に基づく指導検査体制というのも、やはり載せておくのがいいのかという気がします。ここには福祉サービスを実施している事業者に対してという形になっていますけれども、当然私ども受託事業者や指定管理事業者に対しても指導検査をされていると思いますので、そこのところを明確に基準に基づいて実施しているというところも載せていただけると区民へのアピールや指導体制がきちんとしているところに対して区民の理解を得られるのかと思います。

それからもう1点、63 ページの「パトロール団体登録制度」。先ほどのなぜ再犯防止の話が福祉の中に載っているのかというような話があり、ここに多少関係するのかと思うのですけれども、「パトロール団体登録制度」の現況と目標が「調整中」となっており、先ほどの説明を聞いていると、今後目標を設定する予定であるという形になっているのですけれども、この「調整中」という言葉はほかのところに載っていなかったので、ここを設定

するのであればいつなのか、できればこの案ができる段階である程度のやはり言葉が、ほかのところに載っている数値目標と整合性があるように言葉を変えていただきたいと思います。

○福祉部管理課長 こちらは大変申し訳ございません。所管である危機管理課との調整中というところで、おっしゃる通りこれは素案の案という形で今日はお示ししておりまして、素案は12月に示されるものになりますけれども、その際にこちらの部分というのは記載ができている状況になるべきであると思っておりますので、御指摘ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。ちなみに先ほど 44 ページの「虐待の未然防止のための体制整備」の話なのですけれど、これは「児童相談所と子ども家庭支援センターの合同研修」、これは子ども系です。それで「連絡会」というのが高齢系なのですか。つまり、何を申し上げたいかというと、子育て中の親が高齢者、障害者の介護中だとか、事業者研修が先ほどお話があった通りあるのですけれど、高齢系のものがここに載っていないのが少し気になっています。

○高齢者支援課長 大変申し訳ございません。連絡会のことに関しましては持ち帰らせていただきたいのですけれども、おっしゃる通りに、子ども、高齢者、障害者と、それぞれの施策が見えるような形でこの計画に落とし込めたほうがいいと思いますので、素案ができるまでに調整させていただきたいと思います。

〇委員長 ありがとうございます。実は私、委員にも今日来ていただいているのですけれども、福祉人材育成・研修センターで虐待の研修を毎年やっているので、その関係で、なぜないのかと思ったのがそういう意味もありまして、大変失礼いたしました。それではいかがでしょうか。

〇委員 26 ページの第3章の「施策の内容」のところで、施策3が「再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する」ということで、ここで再犯防止推進計画のことを包含して、ここで位置づけているように捉えていいのかということをまずお伺いしたいと思います。

○福祉部管理課長 おっしゃる通りで、こちらが内部で検討している中で、やはり再犯防止推進計画について前回も御意見をいただいたところではあるのですけれども、内部で検討している中でも再犯防止推進計画については事業内容の再掲をしつつ、柱立てをしっかり見せたほうがわかりやすいのではないかというところで、今回施策3のほうに再犯防止推進計画の事業を集めさせていただいたということになります。

○委員 私もこれを見ていて、再犯防止推進計画を切り出してやるとなかなか難しいと思いつつ、そこは切り分けないとなかなか見えてこないのだろうというようには確かに感じています。それから重層的支援体制整備事業実施計画も同じような感じなので、再掲も致し方ないかと思いましたが、今回重層的支援体制整備事業実施計画と再犯防止推進計画を包含するといった両方の見せ方が、重層的支援体制整備事業実施計画は少しばらけさせながら後ろのほうで説明しているという感じですけれど、再犯防止推進計画のほうは施策3で見せるというところであるということがわかりました。39ページのところの施策2の取組項目1で、3段落目の文章で「再犯防止推進に取り組みます。」と、ここで若干唐突に再犯防止について書かれているのですが。

○福祉部管理課長 39ページの前段のところの説明の下の2行のところですね。こちらに

ついてはもともとここに再犯防止の取組が含まれているということで記載されていたのですけれども、今回第3章に持っていくにあたって、本来はこの部分は削除すべき内容だったかと思っております。少し残ってしまっていて大変申し訳ございません。

○委員 副委員長もおっしゃっていたように、高齢者の方、障害のある方が再犯する確率が結構高いことや犯罪に巻き込まれてしまうことが非常に多く、そういった方々への理解が、地域の人や色々な関係機関の人たちが少しでもあると、少しは予防にもなっていくと思っています。社会福祉協議会では、障害のある人の支援者や地域活動者、弁護士、保護司、民生委員、少年鑑別所等の方々と「ねりま☆共生フォーラム」というネットワークをつくり少しでも予防していきたいと思っています。また日頃、相談窓口で相談を受け止めていること自体、もう予防につながっているかと思っています。孤立してしまっている孤独な方が誰にも相談することもできなく、見守られていることもない中で、法に触れてしまうこともあると思います。例えば、生活サポートセンターですと、経済的に困っている、住まいがなくて仕事がなくて万引きしてしまうこともありうるので、そういう相談対応も大事にしていきたいと思っております。

〇委員長 ありがとうございました。他いかがでしょうか。

○委員 副題も、前回までは「ずっと住みたいやさしいまち」ということでしたが、今回は「みんなでつくる誰もが安心して」と、「みんなでつくる」というのが「お〜」と思いました。これは感想です。そしてやはりみんなでつくるから、私もそうですけれども地域活動をしている人間がもっともっと増えるのが一番。さっき委員がおっしゃった、心に響くというか、なかなか言葉で綺麗ごとというのはできないのですが、私はこれに今回携われたので、もう今の活動を頑張ってやって、今回のテーマではないけれど、「ふるさと納税をやめてよ」ぐらい言っていこうかと。地域の住民の生の声を地域の方に伝えて、またこういう席に携われれば実際の声をお伝えできればと思って。とても素晴らしくできています。今後ともよろしくお願いします。感想でした。

○委員 委員と同じ意見なのですが、先ほど委員が言われたように、このタイトル「みんなでつくる誰もが安心して暮らせるまち」というのは、とても素晴らしいと思うのです。皆が見てぱっと、せっかくこんな立派な計画ができているので、表現の問題を少し言わせていただきたいのですけれど、最近私どものカフェなどにも、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターが頻繁にいらしてくださって、いろいろ高齢者の方とか、地域包括支援センターはこういうことをやっているということを紹介していただいています。利用者の方に聞くと、だいたいが地域包括支援センターとは、そんなに長い名前は何なのですかと言われるのです。だから、もう少しくだいた名前で、愛称で呼べるようなことを考えていただこうかなと、この地域福祉計画も含めて、表現的に長いのではなく、皆でこの計画は何なのかということをぱっと言えるような愛称を募集するなど、そういう話を少しさせていただきました。

○高齢者支援課長 ありがとうございます。地域包括支援センターは、もともと「高齢者相談センター」と、高齢者の相談の場所であるというような名前だったのですけれど、「地域包括支援センター」は法律に基づく名前で、地域包括支援センターも名前がだいぶ長いのですけれど、「包括」という形で呼ばれることが多く、だいぶ認知度が高まってきている

かと。長いので、「包括」と言っていただけると、結構、皆わかるかなと思うので、できればこれを、認知度が今上がってきているかと思うので、いけたらいいと思うのですけれど、いかがですか。

〇委員 地域包括支援センターというのは国が決めた名前で、練馬区独特の名前ではないですね。しかし、愛称ということを考えてもどうでしょうか。

○委員 大賛成です。私もそう思っておりました。実は私は老人クラブの会長をやっていますので、実は2週間前ぐらいですか、こんな話を聞きました。ある生活保護の方が病気になりまして、18万の請求があったということです。さんざんその請求に対して言われるものですから、生活保護をいただいたその月に全部支払ったそうです。支払った後に生活はどうするのということになるわけです。そういった時に、「なんでも高齢者相談室」だったらわかるのですが、「包括」と言っても何の包括だと、こう言われる方がたくさんいらっしゃるのです。もう少し馴染みのある名前に付けていただければ、この中のもっとほかの何か相談があったのではないかと思っております。最近ではそういう実際に事実がありましたので、もしできれば名前のほうを最大に検討していただきたいと、こう思っております。

○委員長 名前を、いろいろと紆余曲折があったことを私もよく存じておりますけれど。 ○高齢者支援課長 愛称について、かなり大きい話かと思いますので、いったん少し、お気持ちはわかりましたので、愛称ということでまた持ち帰らせていただければと思います。 ○生活福祉課長 愛称というか呼称というか、例えばなのですけれども、障害者の相談事業者である正式名称だと「障害者地域生活支援センター」、これも長いです。区内に4カ所あるのですけれども、それぞれが呼称、愛称を持っているのです。「きらら」や「すてっぷ」など。結構、その呼称・愛称で定着しているケースもあります。今回は、引きこもりの方の居場所「あすはステーション」というのが、そういう形で、浸透していくほうがスピード感はあるかと思っていますので、今高齢者のところで地域包括支援センターを具体的に挙げていただきましたけれども、それだけではなくて、さまざまな行政用語というのですか、それをどれだけ広く区民の方に知っていただいて活用していただくかというところで、呼称、愛称というのは1つの成功事例でもあろうかと思いますので、各分野においていろいろ検討していく話かと受け止めました。ありがとうございました。

○委員 31ページに民生委員のことが書いてあるのですけれど、「区報・パネル展等による活動周知」と年1回ということになっていますけれども、これを、なり手不足解消のためのことをもう1回区報に流していただければいいと思うのですけれど。なり手不足のことを全然取り扱っていないですから、この「活動周知」というのは、本当に活動を紹介しているだけで、あまり興味のない人は読まないと思うのです。

それとせっかく PC の配布ということで、東京都のほうから民生委員一人一人に配られたのですけれども、なかなか使いづらいということで、今使い方をいろいろと工夫しているところなのですけれども、ただ最近のニュースでは、令和8年にメーカーのサポート体制がなくなってしまうのです。その後どうするのかということを聞きましたら、東京都の方では全然決まっていないし、また令和8年以降に予算を取るかどうかも決まっていないようなことを聞いていますけれども、実は東京都のほうは区市町村に落とすようなことを

言っているのです。区のほうとしても予算化して、サポート体制がなくなってしまったら、PC モバイルを返すことになってしまいますから、それでいいのかどうか。その前のページに「町会・自治会のデジタル活用支援」などと入っていますけれども、せっかくですから予算化していただいて、継続してやっていきたいと私は思っているのですけれど。

○福祉部管理課長 2点いただいていると思いますけれども、まず広報の件なのですけれども、現在、年に1回ということで区報のほうに特集記事を載せさせていただいております。庁内において、区報に載せる記事が結構多いので、なかなかそれは広聴広報課との相談になっていきますけれども、なり手不足についての周知、こちらについてもう少し力を入れたらどうかというような御意見だったと思いますので、持ち帰らせていただきたいと思います。

PC モバイル支援なのですけれども、こちらについては、民生委員の中でも活用についての御意見が色々あるというように認識しております。どのように活用していくかというのはなかなか定まっていないという状況があるのですけれども、できれば今後どうしたってそちらの方向に業務を改善していくということだと思いますので、今後のモバイル PC の活用や、あるいはそれに代わるものがあるのかということについては内部のほうでも検討していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。民生委員のなり手の不足というのは本当に練馬区だけではなく全国的な課題になっていて、それは結局福祉人材の不足とリンクしているわけです。ですから民生委員のまさに関わり、役割のようなものと同時に、やはり福祉人材をどうしていくかというところも合わせて周知していかなければならないというように思います。そんなところも区だけではなく、事業者さんたちも一生懸命御苦労してやり取りをしていると思いますので、そのあたりをどう支援していくかというところは人材の支援というところでやっているとは思いますけれど、ぜひ継続してやっていただければと思います。

○委員 54ページなのですけれども、「施策 3 再犯を防止し安全・安心な地域社会を実現する」ということで、4年間の目標、活動とこう書いてありますけれども、その中で、いわゆる犯罪をし、再犯をしたくないなどいろいろなことが書いてありますけれども、最近犯罪を起こす人の様子を見ていると、ほとんど無職なのです。働いていないのです。働かなければ生活の糧を得られないから悪いことをするというところ。的外れではないかというのはここなのですけれども、今の家庭では、塾には通わせているけれども、子どもを働くことを教えていないような気がするのです。学問は学歴がついて学問はあるけれど働くことを知らないから社会に出て遊んでいる、悪いことをする。そうするとこれはそういういわゆる家庭で働くことを教えるということは、これは福祉の問題から離れるかもしれませんけれど、いわゆる前段階でそういうことが必要ではないかと私は思っているのですけれどいかがでしょうか。

○福祉部長 ありがとうございます。今の、犯罪に限らずというか、教育の問題ということが大きいのかなというように思っています。今、社会様相が変わる中で、どういった形の教育というふうに、子どもに何を知ってもらいたいか、何を今生きるということをどうやってわかってもらうか、というところが、なかなか今の競争社会というか教育社会とい

うか、そういうところの今課題がとても浮き彫りになってきているのかなというように思って聞いています。そういう意味では教育委員会とも連携しながら、子どもの教育というか、子どもをどうやって育てていくか、その環境を整えながら教育をどうしていくかということが大きな課題になってくるのかと思います。この計画の中では、なかなか子ども教育ということは難しいのですけれども、今、区の中では、他に例えば大きなところで言えば「第3次ビジョン」がありますし、「子ども・子育て支援事業計画」というのも立てておりますので、そういうところでしっかり今の御意見というところを、未来を語れる子どもをつくるというところで、何を知ってもらうのがいいのかというところを少し語りかけられたらいいと思っています。再犯防止だけで言えば、必要になるのは住居、就労というところも含めて、支援というところに入っていますので、そういうことも含めて考えていきたいと思います。大変貴重な意見だと思いますし、なかなか地域福祉計画だけでは包含できませんけれども、今の意見というのはこれから練馬区を日本をどうしていくかというような大きな問題にもなるのかと思っておりますので、また教育とも連携しながら一緒に考えていきたいと思っております。

○委員長 ありがとうございました。もう1回この委員会がございますので、そこまでに何かお気づきの点等々ございましたら、できるだけ早めに事務局までお伝えいただければと思います。基本的には、今日いただいたところで修正等々があれば区の方で対応いただければと思います。では、次第3に進めさせていただきたいと思います。今後のスケジュールについて、次回の日程も含めて事務局から説明をお願いいたします

○事務局 それでは、今後のスケジュールになります。資料3を御覧ください。この後、来週の月曜日に福祉のまちづくり部会を開催いたします。そして、12月5日木曜日に練馬区の議会の常任委員会のほうで計画(素案)を報告した後、11日水曜日に公表を行います。パブリックコメントは1月15日水曜日までを予定しております。1月に入りまして、庁内の委員会を実施した後、1月29日に親会を開催し案の御説明をいたします。3月末の計画策定に向けましてこのようなスケジュールで進めていきたいと考えております。

また、今回この素案(案)を皆様に御確認いただきまして、大変情報量の多いものですので、御意見等また改めて御覧になった後に御意見等ございましたら 11 月 14 日木曜日、来週の木曜日までに、こちらの地域福祉係までお寄せいただきたいと思います。お電話あるいはメール等でお寄せいただけましたらと思います。よろしくお願いいたします。

次回の日程ですが、次第にもありますが、先ほど1月29日水曜日の午後6時から、会場はこちらの同じ会場になりますのでよろしくお願いいたします。

〇委員長 ありがとうございました。本日の議題はこれで終了ということになります。先ほどお話がございましたように、来週の木曜日までに何かございましたらよろしくお願いいたします。

○福祉部管理課長 今後のスケジュールの補足なのですけれども、こちらの記載の中に12月11日からパブリックコメントが1月15日までとあります。御意見について11月14日までに一旦締め切らせていただきますけれども、その後また計画について御意見がありましたらぜひパブリックコメントのほうへお寄せいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。14日までになくてもパブリックコメントのところで 意見を言えるということです。今御案内をいただきました。それでは閉会にあたりまして 副委員長から一言お願いします。

○副委員長 皆さんありがとうございました。何よりもまず、事務局の皆さんに、我々の意見をこれだけ丁寧に形にまとめていただきまして本当にありがとうございます。また、今日は丁寧に皆さん読み込んでいただいて、丁寧な御質問御意見をいただきましてありがとうございました。このように計画がまとまってきたというところで、最後きちっと必要な事項が漏れていないか最後のチェックが大事な時期かと思いますので、自分も漏れていないかと確認して、今大丈夫だと思いながら見ておりました。そういったところを皆さんで確認いただいて、いい計画ができればと思います。本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

〇委員長

ありがとうございました。では私の方から一言だけ申し上げたいと思います。この素案、だいたい素案が出てくれば計画はだいたい決まってきているというところで、本当に皆様方からいただいた御意見、御質問、感想、たくさんいただいたものを区の事務局でしっかりと受け止めていただいてこの素案の中に落としていただいたというように思っております。今、副委員長からもお話がありましたように、私からも改めてお礼を申し上げます。皆様どうもありがとうございました。あとはもう、先ほどから申し上げていますが、あと1回ございます。そのところでしっかりとまた最後なのでここで気を抜くというのは変ですけれども、またもう一度皆さんで、今度は案になってきますけれども、それを見ていただいて、また御意見等々いただければと思います。これにて委員会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。